

日野町監査委員告示第10号

地方自治法第199条第1項および第2項に基づき、令和4年度に実施した定期監査結果を下記のとおり公表する。

令和4年7月12日

日野町代表監査委員 東 源一郎

定期監査結果

1. 監査日時および
監査場所 令和4年7月4日(月)午後1時30分～午後3時6分
日野町役場 4階 第1委員会室
2. 実施監査委員 東 源一郎 ・ 西澤 正治
3. 監査対象機関 上下水道課
4. 監査対象
主たる監査事項 上下水道課の分掌する事務全般および次の事項について
○令和3年度未納金徴収実績(水道使用料、公共下水道および農業集落排水使用料、公共下水道受益者負担金)について
○雨水排水事業計画の推進状況について
5. 監査手続 令和4年度監査計画に基づき資料の提出を求め、所属長および担当者から説明を受け、質疑応答を交え実施した。
6. 監査の結果 5月31日現在の滞納額を前年度の同時期と比較すると水道使用料、下水道使用料および下水道受益者負担金はいずれも同水準(受益者負担金は滞納額が前年度に比べ増加しているが、これは町内1法人の受益者負担金が3年間の分割納付であり、このうち2年分の残額が含まれていることが要因であるとの説明であったので、当該2年分の残額を除いて比較した)であり、一方、農業集落排水使用料は減少している。これまでも努力されてきているが、引き続き、滞納額を縮減できるよう滞納者等の状況把握に努めるとともに日野町町税等滞納対策会議による庁内における連携体制により効果的な対策をとられたい。
雨水排水事業については、現在、令和3年度から令和7年度までの5か年計画が進められている。市街化区域内の浸水対策として早期の整備が望まれており、電柱等の支障物件移転が生じる現場にあっては早期に地元や関係機関との調整を図り、また、事業実施の財源となる国庫補助金等の財源確保にも努められるなど、計画に沿って遅滞ないように進められたい。なお、長期的に進める事業でもあることから技術職員の人材育成も望まれる。